



令和2年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金



市内に自ら居住する住宅の新築、または住宅・空き家等を増築やリフォームされる方に助成いたします。

◇対象要件

- 市内で自ら居住する一戸建て住宅や空き家、付随建築物（車庫・物置等）の新築・増築・リフォーム工事
 - 市内の建築、建設業者と契約すること
 - 令和3年3月10日まで工事完了報告書の提出ができること
 - 市税の滞納がないこと
- ※これまでにこの事業を利用された方も、改めて利用可能。年度内の申請は1度限り。

◇補助金額

- 住宅の新築の場合 **30万円**（600万円以上の工事費）
 - 増築・リフォーム等の場合（20万円以上の工事費）
 - ・補助率10% ・限度額12万円
 - ・補助率10% ・限度額24万円〈要件工事該当〉
- 5要件・世帯要件等に該当した場合
最高補助率30% ・最高限度額50万円

＜ご注意＞

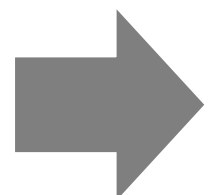
必ずお読みください。
 ※交付決定前の着工は補助対象外となります。
 ※受付順に予算がなくなり次第、終了いたします。
 ※工事中の写真を必ず添付してください。

- 5要件
 - ・減災・部分補強
 - ・寒さ対策・断熱化
 - ・バリアフリー化
 - ・県産木材使用
 - ・克雪化 等
 - 世帯要件
 - ・三世帯世帯
 - ・移住世帯
 - ・近居世帯
 - ・新婚世帯
 - ・多子世帯
- *三世帯世帯リフォーム工事（次のいずれかに該当すること）
- ①要件工事「寒さ対策・断熱化」に該当し工事点合計10点以上となる工事
 - ②要件工事「バリアフリー化」に該当し工事点合計10点以上となる工事
 - ③居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べて10㎡以上増加する工事
 - ④便所、浴室、脱衣所、洗面所または台所を1か所以上増設する工事
- 詳しくは別紙フローチャート参照

＜対象となる工事例＞

- ・住居の新築（木造一戸建て）、増築、部分補強、給湯器、バリアフリー化
- ・住宅用車庫・物置等の新築、増築工事 ・ブロック塀等（除却のみ）
- ・外壁や屋根の張替、塗装 ・サッシの入替
- ・内装工事（畳、ふすま、壁、クロス替） ・家屋の融雪設備

裏面に
続きます



＜対象にならない工事例＞

- 貸家、店舗、作業用小屋、門、庭造り、外構工事

○確認事項

- ※平成27～令和元年度の子育て定住住宅建築事業で補助を受けてないこと。
- ※本年度市で実施する住宅に関する補助金等の交付を受けていないこと。
- ※市からの書類は業者を通じて申請人にお送りします。
- ※申し込み後の交付決定通知書、確定通知書までの送付は約10～14日を要します。（申請状況によっては、送付期間が前後する場合があります。）
- ※補助金の受取に関しては、額の確定通知時よりおおむね1か月後に指定口座へ入金となります。
- ※工事完了報告書提出後の審査終了までは、補助金の額及びお支払いは確定いたしませんのでご注意ください。

○添付書類

【交付申込み時】

- ・交付申請書 ・見積書の写し ・工事請負契約書の写し（契約している場合）
- ・位置図 ・図面（工事箇所を記入すること） ・着工前写真
- ・納税証明書（4～6月申請分は平成30年度、7～3月申請分は令和元年度）
- ・口座振替依頼書 ・通帳の写し ・その他

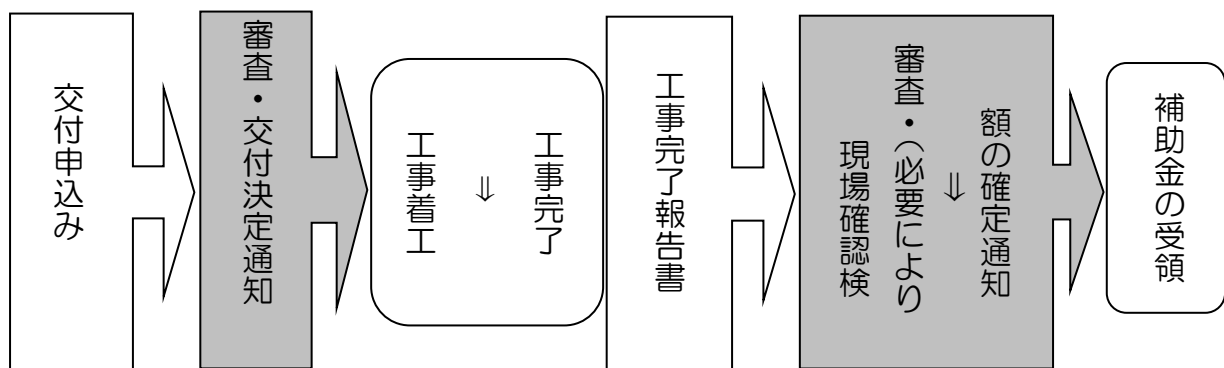
【工事完了報告時】

- ・工事完了報告書 ・領収書等の写し ・完成写真（工事中及び工事完了後、型番や段差、手すり、雪止め等の寸法が分かるように撮影）
- ・工事請負契約書の写し（申請時に添付していない場合のみ）
- ・新築等で転居・転入した場合は住民票謄本 ・その他

<世帯要件利用時>

各世帯要件によって、別途添付いただく書類があります。

○手続きの流れ<白：申請者 網掛け：市>



○様式の取得方法

- ・市役所3階 建設管理課建築住宅係窓口
- ・寒河江市役所HP「令和2年度住宅建築推進事業補助金」で検索

○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課 建築住宅係 ☎86-2111（内333）

